

Rohrabacher 議員、Inventor Protection Act を下院に上程

2018 年 8 月 3 日

JETRO NY 知的財産部

柳澤、笠原

Dana Rohrabacher 議員（カリフォルニア州選出、共和党）は 7 月 26 日、「Inventor Protection Act」（H.R. 6557）を下院に上程した¹。

8 月 3 日時点において、Inventor Protection Act の具体的な内容はまだ米国議会ウェブサイトに掲載されていないが²、法律情報サービス企業 Law360 の記事³によると、同法案は発明者を一層強力に保護する内容を含むものであるとのこと。

なお、米国の有識者らによると、本法案が今議会で成立する見込みは低いとのこと。

Law360 の記事によると、Inventor Protection Act（H.R. 6557）の概要は以下のとおり。

- 発明者自身が保有者となっている特許権を PTAB の特許レビュー手続の適用対象から外す（但し、発明者が特許レビューを受けることに合意した場合を除く）。
- 発明者自身が保有者となっている特許権を TC Heartland 事件最高裁判決⁴（2017 年）の適用対象から外すことにより、発明者が、被告が法人登記した地区だけでなく自身の居住地区などでも特許侵害訴訟を提起できるようにする。
- 発明者自身が保有者となっている特許権を eBay 事件最高裁判決⁵（2006 年）の適用対象から外すことにより、発明者が自身の保有する特許権に基づいて特許侵害訴訟を提起した場合、差止命令を得る権利を持つと推定する。

（以上）

¹ <https://rohrbacher.house.gov/media-center/press-releases/rohrbacher-introduces-bill-to-restore-patent-protections>

² <https://www.congress.gov/bill/115th-congress/house-bill/6557>

³ 「Bill Aims To Exempt Inventor-Owned Patents From PTAB」（2018 年 7 月 30 日付 Law360 記事）

⁴ 特許侵害訴訟を提訴することができる訴訟地を制限した判決。

⁵ 特許侵害訴訟において、特許権者に差止請求権が認められる場合の要件を定めた判決。この判決により、特許権者が差止命令を得ることが難しくなったと言われている。